筑波一般言語学研究会規約

第 1 条（名称）

本会の名称は「筑波一般言語学研究会」とする。

第 2 条（目的）

本会は、言語に関する学術的研究成果の発表等を行い、言語研究の発展に寄与することを目的とする。

第 3 条（事業）

本会は、以下の事業を行う。

1. 毎年一回『一般言語学論叢』の発行
2. その他必要な事業

第 4 条（事務局）

本会の事務局を、山口市吉田 1677-1 山口大学人文学部言語情報学乾研究室気付に置く。

第 5 条（会員）

本会は言語研究に熱意を有し、本会規約を了承するものをもって構成する。

第 6 条（役員）

本会には会員の互選により次の役員を置く。会長 1 名、書記・会計ほか若干名。役員の任期は 1 年とする。

第 7 条（会費）

会員の会費は年額 10,000 円とする。

第 8 条（経費）

本会の経費は、会費、寄付金等を以てこれに当てる。

第 9 条（規約の改正変更）

本会規約の改正変更には、正会員の 3 分の 2 以上の賛同を必要とする。

付則

本規約は 1998 年 10 月 31 日発効の規約を 2005 年 7 月 30 日に改正したもので、2005 年 8 月 1 日より発効する。